

## ① 時間外対応加算の見直し

### 第1 基本的な考え方

近年の情報化社会の進展に伴うサービスの多様化に対応する観点から、時間外対応加算について、時間外の電話対応等の多様な在り方を考慮した評価体系に見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 時間外対応加算について、多様な在り方を考慮した評価体系に見直す観点から、時間外の電話対応等に常時対応できる体制として、非常勤職員等が対応し、医師に連絡した上で、当該医師が電話等を受けて対応できる体制の評価を新設する。
2. 時間外対応加算の評価体系の見直しの趣旨を踏まえ、小児かかりつけ診療料について、要件を見直す。

改定案	現行																
<p>【時間外対応加算】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 時間外対応加算 1</td> <td style="text-align: right;">5 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 時間外対応加算 2</td> <td style="text-align: right;">4 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 時間外対応加算 3</td> <td style="text-align: right;">3 点</td> </tr> <tr> <td>ニ 時間外対応加算 4</td> <td style="text-align: right;">1 点</td> </tr> </table> <p>[施設基準]</p> <p>五 時間外対応加算の施設基準</p> <p>(1) 時間外対応加算 1 の施設基準 当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等</p>	イ 時間外対応加算 1	5 点	ロ 時間外対応加算 2	4 点	ハ 時間外対応加算 3	3 点	ニ 時間外対応加算 4	1 点	<p>【時間外対応加算】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 時間外対応加算 1</td> <td style="text-align: right;">5 点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（新設）</td> </tr> <tr> <td>ロ 時間外対応加算 2</td> <td style="text-align: right;">3 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 時間外対応加算 3</td> <td style="text-align: right;">1 点</td> </tr> </table> <p>[施設基準]</p> <p>五 時間外対応加算の施設基準</p> <p>(1) 時間外対応加算 1 の施設基準 当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等</p>	イ 時間外対応加算 1	5 点	（新設）		ロ 時間外対応加算 2	3 点	ハ 時間外対応加算 3	1 点
イ 時間外対応加算 1	5 点																
ロ 時間外対応加算 2	4 点																
ハ 時間外対応加算 3	3 点																
ニ 時間外対応加算 4	1 点																
イ 時間外対応加算 1	5 点																
（新設）																	
ロ 時間外対応加算 2	3 点																
ハ 時間外対応加算 3	1 点																

により療養に関する意見を求められた場合に、原則として当該保険医療機関の常勤の医師又は看護職員等により、常時対応できる体制にあること。

(2) 時間外対応加算2の施設基準  
当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、原則として当該保険医療機関の非常勤の医師又は看護職員等により、常時対応できる体制にあること。

(3) 時間外対応加算3の施設基準  
当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、原則として当該保険医療機関の常勤の医師又は看護職員等により対応できる体制にあること。

(4) (略)

## 第2 時間外対応加算

### 2 時間外対応加算1に関する施設基準

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、当該診療所の常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、常時対応できる体制がとられていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、常時対応できる体制がとられている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。また、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じ

により療養に関する意見を求められた場合に、原則として当該保険医療機関において、常時対応できる体制にあること。

(新設)

(2) 時間外対応加算2の施設基準  
当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、原則として当該保険医療機関において対応できる体制にあること。

(3) (略)

## 第2 時間外対応加算

### 2 時間外対応加算1に関する施設基準

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制がとられていること。また、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

ることができなかつた場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

3 時間外対応加算 2 に関する施設基準

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、診療所の非常勤の医師、看護職員又は事務職員等が、常時、電話等により対応できる体制がとられていること。また、必要に応じて診療録を閲覧することができる体制及びやむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

4 時間外対応加算 3 に関する施設基準

- (1) 診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、標榜時間外の夜間の数時間は、原則として当該診療所において、当該診療所の常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、対応できる体制がとられていること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、標榜時間外の夜間の数時間において対応できる体制がとられている場合には、当該基準を満たしていると見なすことができる。また、標榜時間内や標榜時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であ

(新設)

3 時間外対応加算 2 に関する施設基準

- (1) 診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、標榜時間外の夜間の数時間は、原則として当該診療所において対応できる体制がとられていること。また、標榜時間内や標榜時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

<p>っても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>5・6</u> (略)</p> <p><b>【小児かかりつけ診療料】</b>  <b>[施設基準]</b></p> <p>1 小児かかりつけ診療料1に関する施設基準</p> <p>(2) 区分番号「A001」の注10に規定する時間外対応加算1又は<u>時間外対応加算3</u>に係る届出を行っていること。</p> <p>2 小児かかりつけ診療料2に関する施設基準</p> <p>(2) 次のいずれかの基準を満たしていること。</p> <p>ア 区分番号「A001」の注10に規定する時間外対応加算2又は<u>時間外対応加算4</u>に係る届出を行っていること。</p> <p>イ (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p><b>【小児かかりつけ診療料】</b>  <b>[施設基準]</b></p> <p>1 小児かかりつけ診療料1に関する施設基準</p> <p>(2) 区分番号「A001」の注10に規定する時間外対応加算1又は<u>時間外対応加算2</u>に係る届出を行っていること。</p> <p>2 小児かかりつけ診療料2に関する施設基準</p> <p>(2) 次のいずれかの基準を満たしていること。</p> <p>ア 区分番号「A001」の注10に規定する時間外対応加算<u>3</u>に係る届出を行っていること。</p> <p>イ (略)</p>
---	--